

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により 被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

2025年2月21日
北陸電力株式会社

このたびの埼玉県八潮市で発生した、流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、道路陥没事故の影響で災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまのうち、お申し出いただいたすべてのお客さまに以下の電気料金の特別措置を適用いたします。

1. 適用地域

災害救助法の適用地域（2025年2月21日時点）

- ・埼玉県八潮市

なお、災害救助法の適用地域が追加された場合は、当該地域も対象といたします。災害救助法の適用地域の最新情報は、内閣府の「災害救助法の適用状況」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

<電気料金の支払期日の1か月間延長>

被災されたお客さまの2024年12月分（支払期日が災害救助法の適用日（2025年1月29日）以降に到来するものに限ります。）、2025年1月分、2月分および3月分の電気料金について、支払期日（検針日の翌日から30日目）をそれぞれ1か月間延長いたします。

<基本料金の不使用日割引>

被災されたときから引き続き全く電気を使用されなかった場合、1日あたり基本料金を4%割引いたします。

（2025年4月1日から2025年7月末まで）

<使用不能設備相当分の基本料金免除（低圧お客さまのみ）>

被災により電気設備の一部が使用不能となった場合、使用不能設備相当分の基本料金を免除いたします。

（2025年4月1日から2025年7月末まで）

<工事費負担金等の相当額の免除>

被災した建物の再建等により、計量器等の移設にかかる工事費および契約の新設にかかる工事費負担金相当額を免除いたします。

（2025年4月1日から2025年7月末まで）

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター

Tel : 0120-418969

<月～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）>

以上